

令和8年度宮城県立松陵支援学校 高等部普通科入学者募集要項

宮城県立松陵支援学校

第一次募集

1 募集学年及び定員

普通科 第1学年11名

2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害（※1）がある者で、令和8年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者。

（※1）「学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害」

（1）知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。

（2）知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。

（注）

- ① 中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、宮城県立松陵支援学校高等部普通科を志願する場合は、特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。
- ② 通常の学級又は特別支援学級（知的障害以外）に在籍している場合は、知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会で知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付すること。

3 出願手続

（1）出願書類

ア 様式 A：出願者一覧表（本校所定のもの、パソコン作成も可とする。）

イ 様式 B：入学願書（本校所定のもので、手書きで記入する。）

ウ 様式 C：調査書（本校所定のもの、パソコン作成も可とする。）

該当する場合に提出するもの

知的障害学級に在籍しておらず、療育手帳を取得していない。この二つとも当てはまる場合	知的障害を証明する書類又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類
県外からの出願の場合 ※5県外からの出願参照	特別支援学校高等部・専攻科出願承認書
調査書の内容に記入しきれない場合	副申書
郵送による出願の場合	長形3号の封筒1通（受検票送付用封筒）

(2) 出願書類の受付

ア 出願期間

令和7年12月19日(金)から令和7年12月25日(木)までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

郵送する場合においても、令和7年12月25日(木)の午後4時必着のこと。

イ 提出方法

志願者は、3出願手続き(1)の出願書類を、出身学校の校長(以下「出身学校長」という。)を経て提出する。提出方法は、直接持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合には、簡易書留とし、封筒の表に「入学願書在中」と朱書きするとともに、次の受検票送付用封筒を(1)の出願書類に同封すること。

出願場所は、宮城県立松陵支援学校とする。

受検票送付用封筒

- ・長形3号(縦235mm×横120mm)とし、「基本料金+簡易書留+速達」分の切手を貼付すること。
- ・出身学校長名、住所、郵便番号を明記すること。
- ・出願者が複数いる場合でも返信用封筒は1通でよい。(切手代注意)

《提出先》 〒981-3108 仙台市泉区松陵四丁目28-2 宮城県立松陵支援学校長 宛

4 併願の不可

公立高等学校又は他の公立特別支援学校高等部(県立支援学校高等学園及び県立秋保かがやき支援学校高等部産業技術科は除く)との併願は認めないものとする。

5 県外からの出願

(1) 出願資格と出願承認の申請

ア 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者。

イ 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難な者。

ウ 他の都道府県に住所を有する者又は、他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和8年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和8年3月修了見込みの者。

エ 上記ア、イ、ウに該当し、やむを得ない理由により本校への入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認願等の書類を宮城県立松陵支援学校長に提出し、承認を得なければならない。

オ 県外から本校に出願を希望する場合には、事前に入学者選考担当に連絡を入れ、詳細を確認すること。

※「やむを得ない理由」については、令和8年度宮城県立特別支援学校高等部(知的障害)入学者選考要項P11に記載してあるので参照のこと。

(2) 出願書類と出願承認手続

ア 出願承認のために必要な書類

- ① 【様式第1号】県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願
- ② 本県の特別支援学校高等部に入学を志願する理由を証明する書類
(住居に関する証明書、転勤・在勤等を証明する書類等)

イ 出願手続きの受付期間

令和7年11月11日(火)から令和7年12月5日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とする。なお、出願承認手続きは、遅延なく行うこと。

ウ 出願承認のために必要な書類を宮城県立松陵支援学校に郵送する場合「県外出願承認願在中」と朱書し、郵送すること。また、その際は、承認書送付用封筒(長形3号1通に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号を明記し、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願を併せて)を宮城県立松陵支援学校長宛へ郵送すること。

エ 宮城県立松陵支援学校長は、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願【様式第1号】を申請した者について審査の上、その理由が特にやむを得ないと認めたときは、志願者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書【様式第2号】を交付する。

オ 出願の承認を受けた者は、出願に際して、宮城県立松陵支援学校長から交付された宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書【様式第2号】を出願書類に添え、出身学校長を経て宮城県立松陵支援学校長に提出する。

6 出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消届【様式第3号】により出身学校長を経て、速やかに宮城県立松陵支援学校長に届け出るとともに、受検票を返還する。なお、県立高等学園二次募集に合格した場合の取り消しの流れは、入学者選考要項23ページを参照のこと。

7 入学者選考について

(1) 日 時 令和8年1月15日(木) 午前9時15分から午前11時15分まで
面接検査が終了した受検生から帰宅可

(2) 会 場 宮城県立松陵支援学校(仙台市泉区松陵四丁目28-2)
連絡先【当日】:022-725-3315(宮城県立松陵支援学校)

(3) 日 程

検査内容	時間
受付(30分)	9:15~9:45
点呼及び諸注意(10分)	9:45~9:55
面接検査(70分) ・面談時間は一人10分程度 (出入り含まない) ・保護者同伴	10:05~11:15

(4)選考方法 面接検査の結果並びに調査書等の内容を総合的に判断し、宮城県立松陵支援学校で教育を受けることが適切かどうかを検討し、選考する。

(5)持ち物 上履き、受検票

(6)追検による選考の実施

ア 第一次募集選考日当日にやむを得ない事由により受検ができなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。

イ 追検による選考は、第一次募集選考日当日に面接検査を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

- ① インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者
- ② その他やむを得ない事由のある者

ウ 第一次募集選考日当日において、面接検査を途中まで受検した場合には、宮城県立松陵支援学校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。

エ 追検による選考における面接検査は、第一次募集選考に準じて実施する。

オ 実施上の手続きは以下のとおりとする。

- ① やむを得ない事由により面接検査を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡をする。
- ② 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時までに、宮城県立松陵支援学校長等へ電話等で連絡する。
- ③ 当該出身学校長は、令和8年1月16日(金)午後5時までに、追検による選考申請書【様式第7号-1】に証明書類等を添付し、宮城県立松陵支援学校長へ持参する。
- ④ 申請書及び証明書類等(以下「申請書類」という)を受理した宮城県立松陵支援学校長等は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証【様式第7号-2又は4】を送付(メール、Fax等)する。
- ⑤ 追検による選考を認められた出願者は追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証の写しを受付で提示し受検する。
- ⑥ 追検による選考に関する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、初めにメール、Fax等で送付し、その後、速やかに正式文書を持参または郵送することとする。

(7)保護者へのお願い

ア 受付時には、保護者同伴とすること。

イ 受検者が携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等を検査会場に持ち込むことができないことを事前に受検生本人と確認しておくこと。

8 合格者の発表及び通知

(1)合格発表

ア 日 時 令和8年1月21日(水) 午後3時

イ 場 所 宮城県立松陵支援学校 正面玄関前

ウ 発表方法 受検番号を掲示する。電話等の問い合わせには対応しない。

(2)合否結果通知書(入学手続に関する書類を含む)

ア 出身学校長を経て本人に通知する。

イ 結果に係る通知書については、郵送しない。

9 入学の辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届【様式第4号】により出身学校長を経て宮城県立松陵支援学校長に届け出ること。

10 学力検査教科別得点の簡易開示

入学者選考では、教科の学力検査は実施しないので、開示の対象とはならない。

11 教育相談

(1) 出願希望者は、出願前にあらかじめ宮城県立松陵支援学校の教育相談を受けること。その際は保護者及び学級担任等も同席するものとする。

(2) 令和8年度入学者に係る教育相談は、すでに実施(令和7年10月20日(月)～11月13日(木))しているので、今後申し込む場合は、宮城県立松陵支援学校入学者選考担当まで問い合わせること。

(3) 教育相談は、教育相談申込書を添えて申し込むこと。

12 その他

(1) 面接検査において、特に配慮を要する場合は、事前にその旨を宮城県立松陵支援学校長と連絡・調整の上、出願期間前のできるだけ早い時期(令和7年11月中)に、受検上の配慮申請書【様式第8号-1】を提出すること。

(2) 出願書類(様式A～C)は、宮城県立松陵支援学校のウェブページからダウンロードすること。また、各種申請書類等については、令和8年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考要項を参照のこと。

(3) 入学者選考に関して不明な点は、宮城県立松陵支援学校入学者選考担当まで問い合わせること。